

病気を抱える子どもの権利と教育的ニーズ

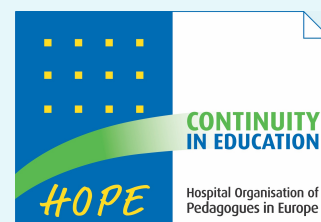
1. すべての病気を抱える子どもや青年は、自分以外の国で治療を受けた場合でも病院内、または自宅で授業を受ける権利を持っている。
2. 病気の子どもや青年のための授業の目的は、彼らが生徒の役割を維持することを可能にし、教育を継続することを実現する。
3. 病院の学校は子供と青少年のコミュニティを作り、日常生活を取り戻します。また、病院教育はクラス・グループまたは、個々の教育をベッドサイドで行うものとする。
4. 病院と家庭の授業料はホームスクーリングと協力して、子どもまたは青年のニーズと能力に合わせる。
5. 学習環境や施設は病気を抱える子どもや青少年のニーズに合わせて調整する必要があり、コミュニケーションのためのテクノロジーなども孤立を防ぐために用いる必要がある。
6. 様々な指導方法や教材を用いる必要がある。内容は、正式なカリキュラム学習以外のものも含む。また、病気や入院から生じる特別なニーズに関連した科目を含む。
7. 病院と家庭の授業の教師は、十分な資格を持ち、さらなるトレーニングを受けてなければならない。
8. 病気の子どもや青年の教師は、学際的なケアチームの正会員であり、入院中の子どもや青年とホームスクーリングの間のリンクともなる。
9. 保護者は、教育を受ける権利と、病気の子どもや青年の教育プログラムについて知らされなければならない。彼らはアクティブ、かつ責任あるパートナーとして認識されるものとする。
10. 医療上の機密保持および私的な信念を含め、子どもまたは青年のインテグリティを尊重する。

HOPE憲章より:

バルセロナでのHOPE総会より—2000年5月20日

ウィーンHOPE総会で承認された修正—2016年5月13日

(Japanese version of the Charter of HOPE)



www.hospitalteachers.eu